

分担金・ 拠出金名	国際海洋法裁判所分担金	種別	分担金	30年度 予算額	169,053千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	国際海洋法裁判所 (ITLOS)						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：国際海洋法裁判所 (ITLOS) は、海洋における国家の権利義務を包括的に規律する国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づき、1996年にドイツ・ハンブルクに設立された、21名の裁判官 (任期9年) で構成される裁判所。①UNCLOSの解釈又は適用に関する紛争であって、UNCLOS第15部 (紛争の解決) に従って付託されるもの、及び②UNCLOSの目的に関係のある国際協定の解釈又は適用に関する紛争であって、当該協定に従って付託されるものにつき管轄権を有する。2018年5月現在、条約の締約国・地域は167か国及びEU。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：本件拠出の用途は、ITLOSの裁判官及び事務局職員の人件費、裁判所運営費等。拠出を通じて、ITLOSの機能向上に資することで新たな国際法規形成及び発展に積極的に貢献し、海における法の支配の促進に寄与することを目標とする。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> <li>ITLOSはUNCLOSに基づき、同条約の解釈・適用に関する紛争の司法的解決を任務としており、UNCLOSに基づく紛争解決制度の下で付託される様々な事案に対し判断を下している。</li> <li>1996年の設立以降、ITLOSには25件の事案が付託され、そのうち、13件の判決と9件の暫定措置命令、2件の勧告的意見が下されている。近年特に、違法漁業に対する国家の責任、海洋境界画定及び深海底における活動など、重要な論点を含む国家間の海洋紛争が相次いで付託され、これらに判断を下すことを通じて、国際海洋法秩序の発展に貢献している。</li> <li>2017年9月、ITLOSは、事案1件 (ガーナ対コートジボワール間の海洋境界画定事件) について判決を下し、さらに、同年11月に係争中の事案1件 (ノルスター号事件) につき訴答書面に係る手続命令を下した。</li> </ul>						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部監査 対象年度：2015 - 2016年、実施主体：Ernst &amp; Young GmbH Wirtschaftspruefergesellschaft、報告・提出月：2017年3月、結果及び対応：特段の指摘事項なし</li> <li>財政状況の報告 報告・提出月：2017年3月 (2015 - 2016年度)</li> <li>ITLOSは、国連海洋法条約締約国会議 (SPLoS) において採択される2か年予算によって活動している。毎年6月頃に開催されるSPLoSに併せ、ITLOSの書記局から前年における予算の執行報告がなされるとともに、2年ごとに前年度会計予算 (2か年分) の外部監査が行われ、同結果がSPLoSにおいて報告されている (ITLOS書記局及び外部監査による報告書は、国連海事・海洋法部ホームページにおいて全て公表されている)。</li> <li>また、ITLOSは、予算の経常経費部分については、例年95%以上の高い執行率を維持している。予算編成に際しては、日本政府の指摘に応じて構成の見直しを行い、SPLoSでの締約国からの要請に応じて、自発的な経費節減にも応じるなど、締約国の監督の下、適切な財政マネジメントを行っており、2014年6月のSPLoSにおいては、締約国からの意見を受け当初の予算案から減額している。また、2か年の1会計年度における事案の付託件数は予測困難なところも多いが、ITLOS書記局は適切かつ柔軟な予算管理に努めてきており、事案関連経費の執行率は過去5年間で大幅に改善している。</li> <li>日本は、毎年6月頃開催されるSPLoSに毎年参加し、過去年の予算執行状況に関する報告を聴取の上、改善点等が望まれる場合には指摘し、また、予算審議及びそれに先立つITLOS書記局との非公式協議等を通じて、ITLOS予算が適切かつ効果的に利用されているかをチェックしてきている。これに対し、ITLOS書記局も日本を始めとする締約国からの指摘に応じ、適切な予算管理に努めている。</li> </ul>						
3 日本の外 交課題遂行 における有 用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋国家である日本は、UNCLOSを基礎とする海洋秩序の維持と健全な発展こそが日本の国益に直結すると考えており、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野における法的秩序の維持と発展のためにITLOSが果たす役割を極めて重視している。特に近年、海洋境界画定事案の付託や勧告的意見の要請など、重要な事案が継続的に付託され、判例を積み重ねてきており (2017年9月にガーナ対コートジボワール海洋境界画定事件に対する判決を下している)、国際社会によって、同裁判所の役割が認識されてきていると考えられる。ITLOSは、安倍内閣総理大臣が提唱し、日本が掲げる主要な外交目標の一つである「海における法の支配」の3原則の一つである紛争の平和的解決を担う機関であり、同機関への拠出の有用性は極めて高い。拠出金による直接の成果は、上記1のとおり。</li> <li>ITLOSは司法機関であり、その活動に直接的に国家が影響を及ぼすことは認められない一方、日本が、ITLOS設立以来、最大分担金拠出国であることは、ITLOS及び各加盟</li> </ul>						

	国から高く評価されている。特に、SPLoSにおけるITLOSの予算審議では、最大分担金拠出国として極めて大きな発言力を有し、議論をリードしている。						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	167	16	0	0	0%	0	0
	<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書記局の規模が小さく(空席ポストも少ない)、裁判所の作業言語である英仏二か国語能力が必須であるなど、採用基準が高い。</li> <li>・柳井俊二裁判官(2005年～2013年の任期後、再選を経て2014年10月1日から現職。任期は9年)。日本は、ITLOS設立以来、全21名の独立の裁判官(1か国から1名まで)の中に、常時1名の日本人裁判官を輩出してきている(山本草二裁判官(1996年10月1日から9年間)及び現職の柳井俊二裁判官)。</li> </ul>						
5 PDCAサイクルの確保等	PLAN	ITLOS書記局策定の予算案がSPLoSで審議、承認される。					
	DO	日本を含む加盟国から分担金が支払われ、ITLOSによって案件が実施される。					
	CHECK	外部監査機関によって収支報告書の監査が行われる。					
	ACT	SPLoSにおいて、締約国が予算執行状況及び外部監査機関の報告を評価し、要改善事項があればITLOSに問題提起され、改善に向けた議論が行われる。					
		・分担金として裁判所の運営経費に充てられるため、日本からの拠出を特定できない。					
担当課室名	海洋法室						